

(10) 所内行状の良否

(11) 住所

(12) 国籍

(13) 要注意者等の指定の有無

3 推定事故原因

居室検査、外部交通記録等を確認したものの、遺書等はなく事故原因は不明である。

4 事案に対し執った処置・今後執るべき処置

(1) 令和6年5月10日（金）午前7時43分、A看守が非常ベル通報した。

(2) 同時44分、看守長B及び複数の職員が現場に急行し、開扉すると、首に靴下が巻き付けられ、靴下口ゴム部の片布に箸を通し、同靴下の爪先部を同箸に巻き付けて同箸を回し絞める方法でい首していたため、これらを取り外し、事故者を仰向けにして意識確認するも、応答がなかったことから、AEDを起動して装着し、同AEDからの胸部圧迫のアナウンスに従って胸骨圧迫等の救命措置を継続するとともに、同時48分頃、救急車要請（119番通報）を行った。

(3) 同日午前8時9分頃、同要請により到着した救急隊に同胸骨圧迫等を引継ぎ、事故者を乗せた救急車が外部医療機関に向けて出発した。

(4)

(5) 同時11分頃、岐阜地方検察庁に事故者を した旨を連絡した。

(6) 同時17分頃、事故者は同医療機関の に搬送されたところ、同時59分頃、同医療機関から、

(7) 同日午前10時13分頃、事故者は、 に転室となった。

(8)

(9) 同日午後零時5分頃、同医療機関での入院が決定した。

(10)

(11)

(12) 同時47分、 室内において、同医療機関医師により事故者の死亡（死亡の原因： 、縊頸）が確認され、同医療機関主治医から 、死亡が告知された。

(13) 同時52分頃、岐阜地方検察庁に死亡連絡を行った。

(14)

(15) 同日午後11時48分頃から同月11日午前零時34分頃まで、当所において、岐阜地方検察庁検察官及び岐阜県警察岐阜北警察署司法検察職員により、事故者の居室である第 棟 階第 室や映像記録等の確認の現場検証が行われた。

(16) 同日午前零時51分頃から同日午前1時40分頃まで、同医療機関におい

て、司法検視、行政検視が行われた。

なお、司法検視後、岐阜地方検察庁検察官副検事から、
説明があった。

5 特別機動警備隊等の派遣の必要の有無及びその理由

無

6 その他

(1) 本件事案当日の開室時点の収容人員は、422名である。

(2)

(3)

(4) 令和6年5月11日午後1時40分に報道機関に公表したところ、8社（読売新聞、共同通信、中京テレビ、NHK、中日新聞、朝日新聞、名古屋テレビ及び岐阜新聞）の報道機関から取材があり、新聞記事が2件（読売新聞及び中日新聞）及びインターネット記事が4件（NHK等）掲載された。